



東日本ユニオンにいがた

http://niigatachihon.yukigesho.com/

申3号 団体交渉

新潟運輸区車掌の駅の業務 支社側の認識を質す

新潟地本は9月19日、申3号「新潟営業統括センター」における体制の見直し」に対する申し入れの団体交渉を行いました。

新潟運輸区乗務員による新潟駅との業務融合の本実施、運休が続いている米坂線・小国駅の業務量減少が当面継続することから、新潟営業統括センターの体制を見直すとした提案に対し、5項目にわたりに申し入れを行っていたものです。

新潟駅でもマルス操作は必須ではない

新潟駅と長岡駅とは、車掌が行う駅業務の内容に差異がある理由を明らかにするよう求めました。各箇所の状況に合わせて業務内容を設定しているとの回答を示した支社側に対し、長岡駅の駅業務ではマルスを扱う指示はなかったのに、新潟駅では「扱って下さい」と指示されている理由を質しました。

支社側は、マルス端末が不安の声もあったので、

現場ではマルス操作を修得するように言われていたことを指摘すると支社側は、基本的には改札業務中心であり、マルスについての優先度は低いというの優先度は低いという不安の声もあったので、

オロー体制を採ることになるとしました。

その上で、理想としては基本的に扱えただ方が良く、最終的な到達点としては扱うことを目指す事に変わりはないとして、考え方は新潟も長岡と同じであるとして、

マルスが扱えない社員がいても11月1日からの本実施は可能なか質すと、もう一人いる駅社員が取り扱うことで補えるので可能であるとして、今回の新潟では教育体制を厚くしたとする支社側としました。

見習い期間は習熟度に応じ柔軟に対応

駅業務を単独で担う為の判定基準を明らかにするよう求めると支社側は「ステーションバイブル」によるチェック表があることで把握して判定している」と回答しました。

また、新潟駅と新潟運輸区で個人毎に習熟状況を把握し、連絡を取りながら判断しているため、筆記試験などによる見極めは行わないとしました。

チェック項目にマルス操作の関係はあるのか質すと支社側は、項目はありますがそれを全部網羅してOKということではなく、全

側に対し、乗降数や精算の頻度が多いためなのか質すと支社側は、実際に見に行った限りでは、取り扱いはレベルは長岡と変わらないとの認識を示しました。

その上で、体制を厚くしたのは旅客の数や精算の頻度ではなく、不安があるという意見からであり、営業トレーニングセンターの活用も予定している」としました。

人によってマルスが扱える・扱えないという差が生じてはならず、等しく教育を受けられる環境を整えるよう求めると支社側も、走り出しが異なったことについては真摯に受け止めるとして、目指すところは新潟も長岡も一緒であるとしました。

車掌による駅業務について 不安なく働ける環境を求める

申5号で第二次申し入れを提出

新潟支社から提案を受けた「新潟営業統括センター」における体制の見直し」に対して新潟地本は、9月19日に申3号の団体交渉を行いました。

乗務業務における安全を確保しつつお客さまの多様なご要望に駅業務で応えられるように見習いを継続する中で出された多くの声が交渉終了後も届いていることから、新潟地本は10月11日、申5号「新潟営業統括センター」における体制の見直し」に対する第二次申し入れを提出しました。

■申5号 申し入れ項目

1. 新潟運輸区の車掌行路の一部で行っている駅業務見習いについての成果と課題を明らかにすること。

2. 駅業務の教育体制において、見習い回数を8回と設定した根拠を明らかにすること。

3. 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制の見直しの実施に向け、全ての対象者に営業トレーニングセンターでの教育を実施すること。

4. 新潟運輸区車掌行路において、行路の一部で「駅業務等」があるC6018行路およびC6029

うになることが基本だとした。また不安であるとの申告があった場合についての対応を質すと、進捗を含めて見習い回数を増やすことは行っているとして、既定回数で終了とはならないとしました。

11月1日以降に延長する場合の取り扱いを質すと、勤務操配をした中で運輸区社員の見習いに就く形になるとしました。習熟度に応じた見習い

行路を勤務指定した場合、駅業務に就くことを基本とすること。

5. 駅業務について不安申告をしている乗務員および未習得項目のある乗務員は「駅業務等」がある行路を勤務指定とすること。

6. 一部駅業務の運輸区移管に伴う体制の見直し実施以降、土休日および繁忙期はオペレーションマネジメントユニットの支援体制を整えておくこと。

7. 駅業務開始時と終了時の作業内容を明らかにすること。

8. 駅業務終了後の折り返し時間は「乗継・便乗」を適用すること。

9. 駅業務終了後、自区所にて対面点呼を実施すること。

10. 次期ダイヤ改正において、8:30～17:00までの駅業務を3交代として運用すること。

11. 次期ダイヤ改正においても「駅業務等」の行路を設定すること。

2023年度年末手当
基準内賃金の**3.5ヵ月分**
より良い生活を
実現しよう!

東日本ユニオンで
要求満額を実現しよう!

